

2017年5月15日

大阪大学言語文化研究科
言語社会専攻長 大内 一殿
大阪大学言語文化研究科
日本語・日本文化専攻長 真嶋 潤子殿

大阪大学箕面地区教職員組合
執行委員長 松本 健



教員の年俸制についての質問状

日頃は、言語社会・日本語日本文化専攻の運営にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

ご存じのとおり、本学でも平成27年度の教員募集から年俸制が導入されています。対象者は、新規採用者の場合は原則として助教全員であり、講師以上の場合は部局の判断で選択可能となっています（その他、月給制からの移行に同意した者については、ここでは割愛します）。しかし、今年度から箕面では年俸制で採用された助教が、講師に昇任した後も年俸制が継続して適用され、月給制を選ぶことができないという状況が生じています。

年俸制については、考え方や個人の価値観によってその是非は分かれるところであると承知していますが、本学の他部局の講師（またはそれ以上）が月給制か年俸制かを本人が選ぶ権利を有するのに対し、本専攻の場合のみ選択の余地なく年俸制であることは、深刻な問題であると受け止めております。月給制と比べて、年俸制では住居手当・通勤手当・扶養手当等が無く、それに代わるものが家族形態・住宅事情などの諸条件とは関係なく一律に年俸に組み入れられている、基本年俸の変更が毎年ではなく3年毎であるなど、個人の状況に応じた保障がなされているか判断が難しい面もあり、それがおそらく年俸制希望者が当初の想定ほど多くない一因ともなっていると考えられます。さらには、それが生活設計への不安や仕事へのモチベーションにマイナスの影響を与えることも危惧されます。

現状のままでは、言語社会・日本語日本文化専攻では、今後講師昇任後に引き続き年俸制を余儀なくされる教員が増えていくと見込まれます。一刻も早く、他部局と同様に月給制と年俸制のどちらかを選べるようにしていくべきです。このことについて、専攻執行部ではどのようにお考えでしょうか。また、大学に対し、これまでどのような働きかけを行ってきたでしょうか？そして、今後の事態改善について、どのような方針をとっていくのかお教えてください。5月内をめどにご回答いただきますよう、よろしく申し上げます。